

事例コード | 201501

2015年（平成27年）口永良部島噴火による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①口永良部島新岳の火山活動の活発化と爆発的噴火の発生

口永良部島は、長径 12km、最大幅 5 km のひょうたん型の島で、古い火山体である西部の山々と、島の中央部から東部を構成する新岳・古岳・野池山等の火山体で構成される。

平成 11 年以降、火山性地震の活動が高まり、地震回数の増加が繰り返されたほか、平成 15 年以降は火山性微動に加え、新岳火口周辺の地盤膨張が繰り返し観測され、平成 26 年には昭和 55 年以來の噴火が発生し、噴煙が火口縁上 800m 以上上がる等、火山活動は極めて活発な状況にあった。

こうしたなか、平成 27 年 5 月 29 日 9 時 59 分、新岳で爆発的噴火が発生し、同日 10 時 7 分、気象庁は噴火警報を発表し、噴火警戒レベルが 3（入山規制）から 5（避難）へ引き上げられた。この噴火により、噴煙が火口上 9,000m 以上まで上がり、火口周辺部に噴石が飛散した。また、火砕流が発生し、新岳火口の北西側（向江浜地区）にかけての海岸にまで達した。降灰は屋久島町のほか、西之表市、中種子町で確認された。

その後 6 月 18 日及び 19 日にも、ごく小規模な噴火が観測され、8 月上旬頃までは火山性地震が多い状況が継続したが、次第に減少し、爆発的噴火から約 1 年経過後の平成 28 年 6 月 14 日 18 時、気象庁は火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルが 5（避難）から 3（入山規制）へと引き下げられた。



図 口永良部島の爆発的噴火の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」

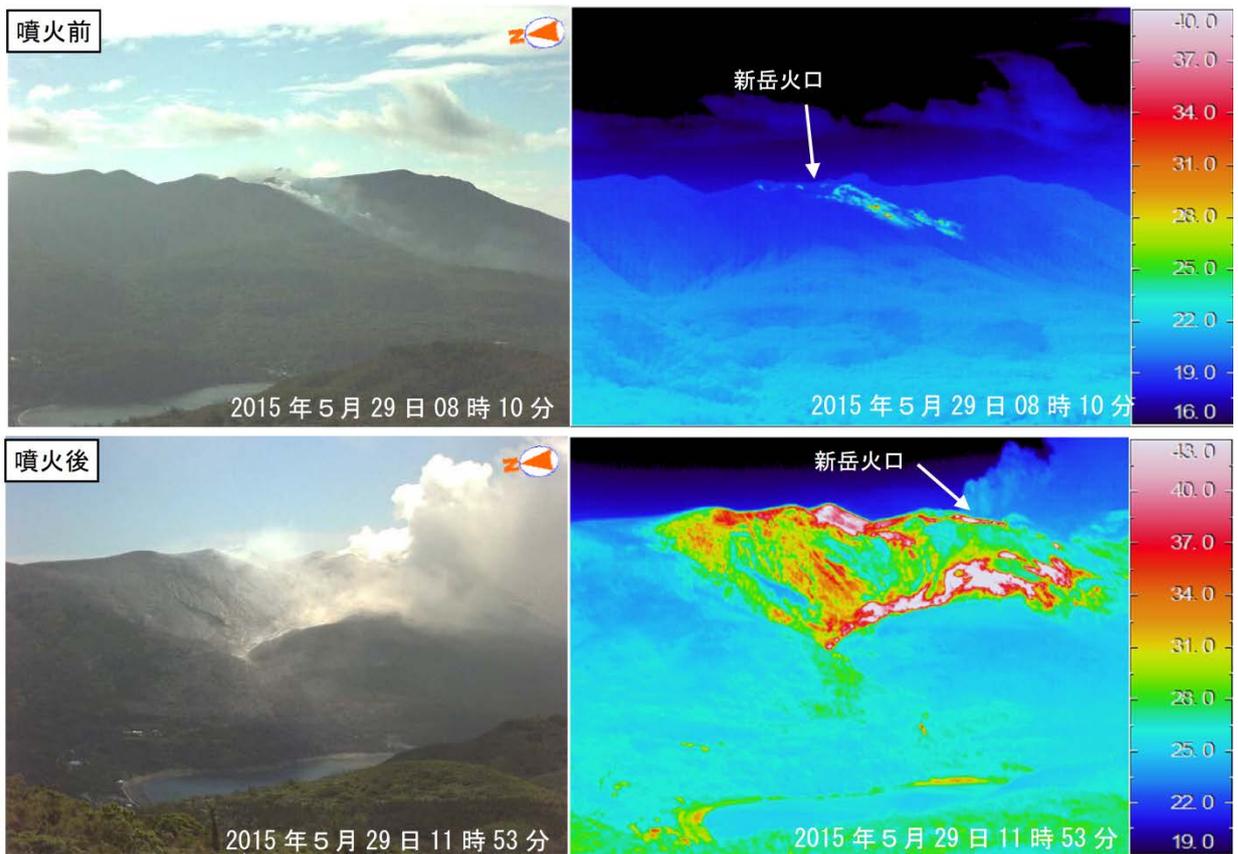


図 口永良部島の爆発的噴火前後の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」



図 口永良部島の爆発的噴火による火砕流下痕と倒木の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」

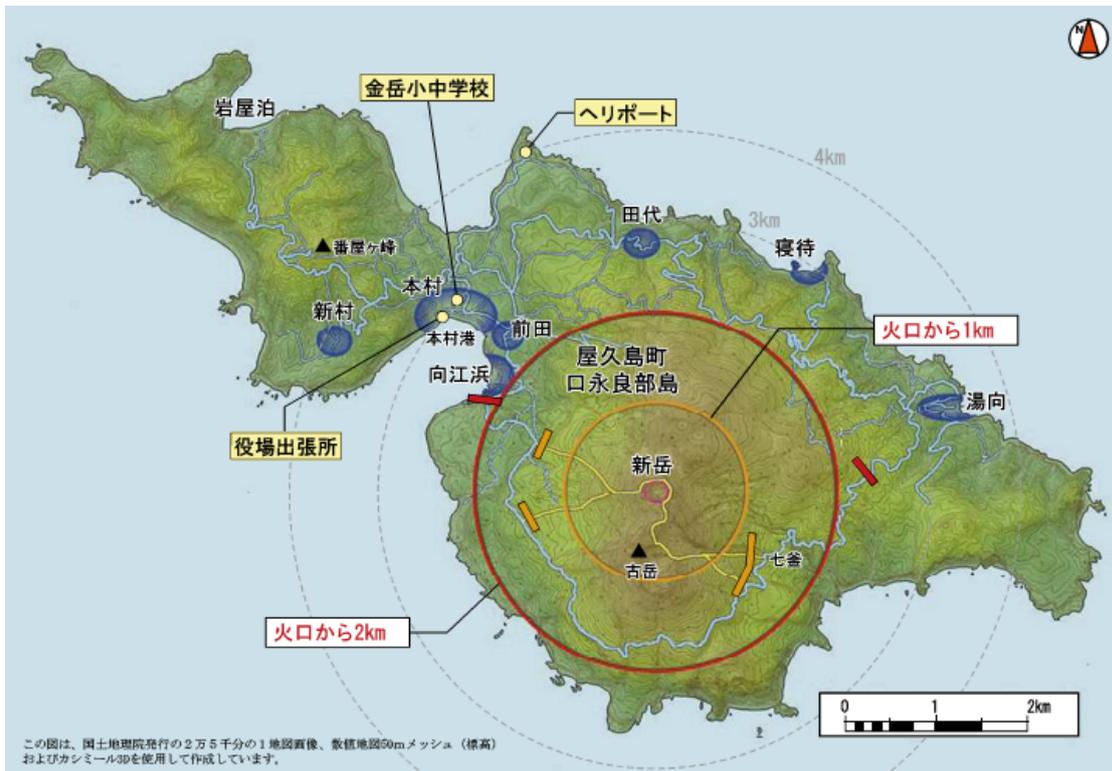


図 口永良部島の噴火警戒レベル設定状況

（出典）気象庁「口永良部島の噴火警戒レベル」

②避難状況

爆発的噴火に伴う噴火警報の発表、噴火警戒レベル5（避難）への引き上げを受け、屋久島町は、爆発的噴火発生から16分後の5月29日10時15分、口永良部全島に対し、島外への避難勧告を発令、その5分後の10時20分に発令した避難勧告を避難指示へ切り替え、平成12年の三宅島噴火以来、15年振りに全島避難となった。

島民119名中、島外に滞在していた1名を除く118名と来島者19名の計137名はそれぞれ、町営フェリー、海上保安庁巡視船「さつま」、漁船、鹿児島県防災ヘリにより、屋久島の避難所等へ避難した。

避難先として、屋久島島内に屋久島町福祉センター「縄文の苑」、屋久島町宮之浦公民館、屋久島町老人憩いの家の3箇所の避難所が開設され、42世帯69名が避難したほか、その他の住民については、親戚・知人宅、ホテル等に避難した。町が設置した避難所には、町職員を2名ずつ配置し管理を行ったほか、保健師、ケアマネージャー、看護師を派遣し避難所を巡回、避難者の健康状態の管理・把握を行った。

その後、平成27年10月21日、気象庁が警戒区域を火口西側約2.5kmの範囲に切り替えを行ったことを受け、平成27年12月25日10時00分に口永良部島全域に出されていた避難指示が一部地域を除いて解除された。さらに、平成28年6月14日18時、噴火警戒レベルが5（避難）から3（入山規制）へ引き下げられたことを受け、屋久島町は、口永良部島前田地区（7世帯15人）に出していた避難指示を6月25日午前10時をもって解除し、噴火に伴う避難指示が約1年1ヶ月ぶりに全て解除されることとなった。

表 避難方法別にみた避難者数の内訳

避難者数		避難方法別内訳	町営フェリー	鹿児島県 防災ヘリ	海上保安庁 巡視船「さつま」	保有漁船	島外滞在
島民	119名		106	3 ※うち2名はけ が人・体調不良者	6	3	1
来島者	19名		19	—	—	—	—

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について(平成27年5月30日16時00分現在)」より作成

表 避難先別の避難者数の内訳

避難先	避難者数
屋久島町福祉センター	25名
屋久島町宮之浦公民館	18名
屋久島町老人憩の家	26名
その他親戚・知人宅、ホテル等	69名

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について(平成27年5月30日16時00分現在)」より作成

③被害状況

ライフライン施設には大きな被害はなかったものの、噴石散乱の影響により、本村地区と湯向地区を結ぶ町道が通行不能となった。

(2) 災害後の主な経過

屋久島町では、火山災害対策本部を設置するとともに、島民に対し避難指示を発令した。

県では、火山活動の活発化を受け平成26年8月3日に災害警戒本部を設置しており、平成27年5月29日の爆発的噴火を受け、これを災害対策本部に移行した。また、自衛隊への災害派遣要請を行うとともに、災害救助法適用を決定した。

国は、爆発的噴火発生直後に官邸対策室を設置し情報収集を行うとともに、緊急参集チームによる協議を行い、内閣府情報先遣チーム・政府調査団を派遣し、政府現地連絡調整室を屋久島町に設置した。また、対応について各省連携で協議するため、関係省庁からなる災害対策会議を開催した。

表 災害後の主な経過（鹿児島県・屋久島町・政府の主な取組）

年	月日	鹿児島県・屋久島町の対応	政府の対応
平成 27年	5月29日	09:59 爆発的噴火発生	
		10:07 町災害警戒本部を災害対策本部に移行 (災害警戒本部は昨年8月11日に設置)	10:07 官邸対策室設置
		10:07 県災害警戒本部を災害対策本部に移行	
		10:15 町避難勧告発令	10:37 緊急参集チームによる協議開始
		10:20 町避難指示への変更発令	
		10:30 町から県に対し、防災ヘリの出動要請	11:00 内閣府情報先遣チームを屋久島町へ派遣 政府調査団を県へ派遣 関係省庁災害対策会議第1回開催
		10:40 県から陸上自衛隊第8師団に対し、自衛隊への災害派遣要請	11:45 首相会見 16:00 関係省庁災害対策会議第2回開催 16:30 政府現地連絡調整室を屋久島町に設置
	—	災害救助法適用を決定	
	5月30日		17:00 関係省庁災害対策会議第3回開催
	6月1日		17:00 関係省庁災害対策会議第4回開催
	6月3日		— 災害救助法説明会開催
	6月5日		16:00 関係省庁災害対策会議第5回開催
	6月11日		15:50 関係省庁災害対策会議第6回開催

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について（平成27年6月19日13時00分現在）」、鹿児島県「口永良部島新岳の噴火による被害状況」、屋久島町「口永良部島新岳噴火に伴う経過について」より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：災害廃棄物等の処理			【20150101, p215】 (屋久島町) ●————→	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		【20150102, p216】 (屋久島町) ●————→		
施策2：復興計画の作成		【20150103, p216】 (屋久島町) ●————→		
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復		●————→【20150104, p217】 (屋久島町)		
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興			●————→【20150105, p217】 (屋久島町)	
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【20150101】 災害廃棄物等の処理（屋久島町）

①実施概要

- ・ 口永良部島新岳の爆発的噴火に伴い、噴火による降灰のほか、全島避難となった期間中の大雨・台風等の二次災害により、一部家屋では損壊、腐食、床下浸水、度重なる停電による家電故障等の被害が生じた。
- ・ これを受け、町では、被災島民の精神的・金銭的負荷を軽減するとともに、衛生環境の早期回復、全島避難解除後の円滑な復旧・復興を支援するため、噴火災害及びこれに伴う二次災害に起因して発生した廃棄物については、町が処理することとした。
- ・ ただし、島内には廃棄物処理施設が立地していないことから、島外搬出計画を策定し対応を行った。

②処理方針

- ・ 島内には廃棄物処理施設が立地していないことを踏まえ、仮置場を設置し、仮置場に全ての廃棄物を集約し、総量を把握することとした。仮置場への搬入にあたっては、町の指示する分別方法に従って搬入し、全ての災害廃棄物の搬入が完了後、町営船にて屋久島へ搬出、町の処理施設にて処分するとともに、特定家庭用機器については県内指定引取所へ搬入し、家電リサイクルを実施することとした。

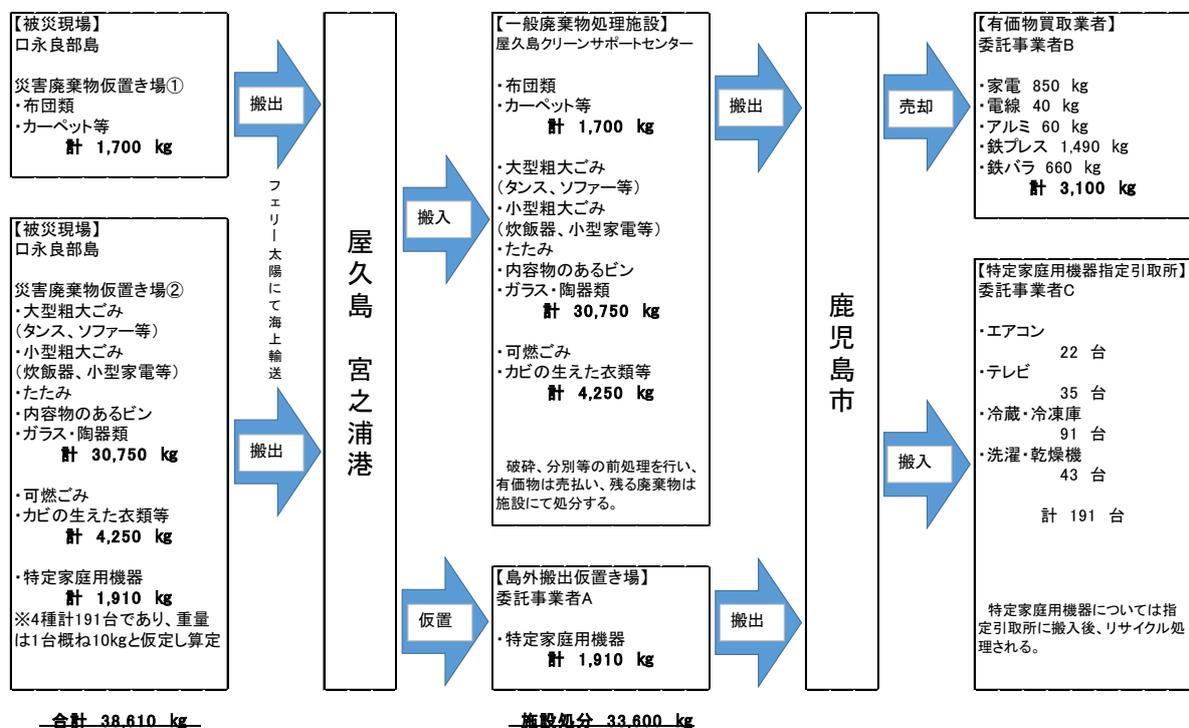


図 災害廃棄物の処理フロー

(出典) 屋久島町資料

③外部機関との役割分担

- ・ 仮置場は私有地を借り受けることで、島内2箇所に確保し、平成27年12月8日から仮置場を設置、災害廃棄物の回収を実施した。災害廃棄物の処理にあたっては、一部を民間業者に委託して実施し、翌平成28年9月30日に仮置場として借りていた私有地の返還を行い、災害廃棄物処理を完了した。

表 災害廃棄物処理実施上の役割分担

町直営で実施した事項	事業者にて委託して実施した事項
○仮置場の設置 ○災害廃棄物の仮置場～廃棄物処理施設までの海上輸送（町営船の活用） ○家電リサイクル券の購入 ○災害廃棄物の処理 ○災害廃棄物中の有価物売買	○仮置場内の災害廃棄物の分別・整理 ○災害廃棄物の仮置場～廃棄物処理施設までの陸送運搬 ○特定家庭用機器の宮之浦港から指定引取所までの陸送及び海上輸送

(出典) 屋久島町資料

【20150102】 復旧・復興体制の構築（屋久島町）

- ・ 噴火災害からの応急復旧・復興に関する取組を迅速かつ円滑に推進していくための復興計画を策定するとともに、関連する事業を企画・立案・推進していくため、「口永良部島噴火災害復興対策本部（以下、「復興対策本部」）」を設置した（平成 27 年 9 月 25 日）。
- ・ 復興対策本部は、本部長を副町長、副本部長を総務課長、事務局を総務課消防交通係 2 名とし、庁内関係各課長のほか、鹿児島県、警察、消防団長、被災地区区長ら 28 名の復興対策本部委員で構成された。

【20150103】 復旧・復興計画の策定（屋久島町）

- ・ 先の復興対策本部が策定主体となり、被災者の完全帰島を見据え、生活の中・長期的な復興への道筋を示すことを目的として、「口永良部島噴火災害復興計画」を策定した（平成 27 年 10 月）。
- ・ 計画の策定にあたっては、地区懇談会を開催し、住民の意見・意向を可能な限り詳細に把握し、計画に反映させた。
- ・ 計画期間は概ね 10 年程度と設定され、平成 37 年度を復興の目標達成年度と位置づけ、それまでの期間を「復旧（原状回復）」「再生（通常機能）」「発展（災害を糧にした進化）」の 3 段階に区分し、誰もが一度は訪れてみたい火山の島「口永良部島」を目指すこととされた。
- ・ 被災者の生活支援と被災地復興を最優先に取り組むための緊急重点事項として、12 の項目が指定されるとともに、①環境・生活・衛生・廃棄物、②保健・医療・福祉、③経済・商工・観光・雇用、④農業・林業・水産業、⑤公共土木施設、⑥教育、⑦防災・安全・安心の 7 つの施策分野ごとに実施すべき取組が整理された。

表 口永良部島噴火災害復興計画における緊急重点事項の内容

(1) 被災者の生活支援 環境改善（間伐・除草・薬剤散布等） 住宅再建支援（住宅状況調査・計画・改修等） 応急仮設住宅の建設や公的・民間住宅の供給（前田・寝待地区等） 被災者の心のケア (2) 公共土木施設とライフラインの早期復旧 道路・港湾・上下水道・電気・ガス・通信の復旧 道路・海岸・河川施設等の応急復旧や浸水対策 (3) 行政機能の回復 業務基盤の復旧、まちづくりの支援 (4) ごみ・産業廃棄物の処理 焼却処分や島外への搬出計画の作成及び移動処理 (5) 教育環境の確保 学校等施設の復旧、人的体制の回復強化、児童生徒の各種支援、安全確保 (6) 保健・医療・福祉の確保 被災者の健康の確保、医療・医薬品の提供体制の整備 高齢者・障害者等の支援 (7) 雇用・生活資金の確保 雇用維持回復の支援、被災者の生活資金の確保 (8) 農林水産業の初期復興 農林水産業生産基盤の回復
--

事業再開への支援・安定した供給体制の構築

(9) 商工業の復興

商店・金融等総合的な経営の機能回復

安定した供給体制の構築

(10) 安全安心の地域づくり

消防防災機能の回復、防災施設（避難所・ヘリポート等）の早期完成

防災計画の見直し

住民・来島者への安全確保宣言と普及啓発

(11) 復興を支える財源・制度・連携の構築

災害を踏まえた新たな財源の確保に向け国・県等のさまざまな機関に対して強く要請します。

（災害復興交付金・特別交付税等）

迅速かつ確実な情報が得られる機器の整備、機器管理機能の強靱化を図る。

(12) その他

被災者の持出車両・日用品等の持ち帰り対策

風評被害対策

（出典）屋久島町「口永良部島噴火災害復興計画～地域の絆 新たな道 さらなる発展～」（平成 27 年 10 月）

【20150104】被災者の心のケア対策（屋久島町）

①保健師の定期訪問による心のケア対策（全島避難時）

- ・ 全島避難で避難所に避難した住民や、その後仮設住宅に入居し避難生活を送っている住民を対象として、いつまで継続するか分からない避難生活への不安等に伴う体調不良を予防する観点から、県及び町の保健師等が定期的に巡回訪問を行い、体調管理を行うとともに、生活実態の把握や生活上の不安等についての聞き取りを実施した。
- ・ 結果を書面で取りまとめ、懸念事項がある人については「要フォロー者」として抽出し、重点的な対策が取られた。

②帰島後の継続的なフォローの実施

- ・ 帰島完了後においても、生活の大きな変化を受けた体調不良等の懸念があったことから、必要に応じて各世帯を訪問し、ケア活動を継続している。

【20150105】複数復旧工事の工程調整及び安全確保対策（屋久島町）

①「口永良部島工事安全連絡協議会」の設置による安全確保対策

- ・ 口永良部島では、全島避難後に発生した大雨及び台風災害等による被害の爪痕も大きく、複数箇所において重機やトラックを搬入しての復旧工事を並行して実施する必要があった。
- ・ このため、工事従事者の安全性を高めるとともに、島内の交通事故対策等の観点から、工事の請負事業者によって組織される「口永良部島工事安全連絡協議会」を設置し、交通安全対策、労働災害対策、新岳噴火時の安全対策等について複数の請負事業者間で共有することで、安全確保対策に努めた。

②複数工事に係る要員及び工程調整

- ・ 島には宿泊施設が少なく、工事作業員の受入人数に限りがあったほか、残土置場にも限りがあることから、資材の海上運搬荷役時期、作業車両通行に伴う安全確保、作業員宿泊施設、残土置場の設置等について、工事を所管する町関係各課（総務課、建設課、農林水産課）及び県林務水産課、屋久島事務所建設課にて調整を行った。
- ・ これにより、レベル2の時点から、レベル3に上がった場合を想定し、避難対象エリアに立地する別荘や宿舍等に対し、連絡先を収集し連絡網を作成するとともに、避難先を確保する等、早期からレベル2、3への移行を見据えた対応が可能となった。